K_{16} ＝ 0.052
K_{17} ＝ 0.051
K_{18} ＝ 0.043
K_{19} ＝ 0.042
K_{20} ＝ 0.050
L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 11 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち通常事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額
M_{21} ＝ 0.019
M_{22} ＝ 0.019
N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額
O_{21} ＝ 0.019
O_{22} ＝ 0.019
P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又

K_{16} ＝ 0.053
K_{17} ＝ 0.051
K_{18} ＝ 0.043
K_{19} ＝ 0.051
K_{20} ＝ 0.051
L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 11 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち通常事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額
M_{21} ＝ 0.019
M_{22} ＝ 0.019
N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額
O_{21} ＝ 0.019
O_{22} ＝ 0.019
P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又